

実験動物の適正な飼養保管等を推進するために

～実験動物の飼養保管等基準が改正されました～

1 実験動物の飼養保管等基準の改正

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)が改正されたこと等を踏まえ、平成25年9月、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管等基準」という。)が改正され、以下の内容が追記されました。

- ①実験動物及び飼養施設を管理する者は、定期的に当該基準や基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。
- ②点検結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。
- ③飼養及び保管の方法として、適切な給餌・給水に加え、必要な健康の管理及び動物の種類、習性等を考慮した飼養環境の確保を行うこと。

2 動物愛護管理法と実験動物

動物愛護管理法は、「人と動物の共生する社会の実現」を目的とし、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識して適正に取り扱う旨を規定した基本原則や、動物の健康や安全の確保及び人への危害や迷惑の防止、感染症に関する知識の習得と予防、所有者の明示措置といった飼養者の責務に関する規定、特定動物(危険な動物)の飼養規制、虐待や遺棄等に対する罰則等が定められています。

これらの規定の一部は、実験動物にも適用され、実験動物の飼養保管等に当たっては、基本原則や飼養者の責務に関する規定を遵守するとともに、動物愛護管理法に基づき環境大臣により策定されている、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号。以下「殺処分方法指針」という。)」による必要があります。

動物愛護管理法の目的と対象動物

目的

1. 動物の愛護
2. 動物の適切な管理(危害や迷惑の防止等)

対象動物

家庭動物、展示動物、畜産動物、
実験動物等の人が飼養する動物